

介護給付費負担金の交付が過大

1 件 不当金額(支出) 180万円
(前年度 2件 286万円)

1 負担金の概要

介護保険(後掲94ページ参照)に対する国庫助成の一つとして、市町村が行う介護保険事業運営の安定化を図るために、国から市町村に対して介護給付費負担金が交付されている。

この負担金の交付額は、次の計算式により算定することとなっている。

$$\boxed{\text{交付額}} = \boxed{\text{介護給付及び予防給付に要する費用等の額(介護給付費等)}} \times \boxed{\begin{array}{l} \text{国の負担割合} \\ \left[\begin{array}{l} \text{施設等分 } 15/100 \\ \text{その他分 } 20/100 \end{array} \right] \end{array}}$$

そして、国の負担割合は、介護給付費等の費用の区分に応じて、次のように定める割合となっている。

- (ア) 施設等分は、介護給付費等のうち、施設介護サービス費、指定施設サービス等に係る特定入所者介護サービス費、特定施設入居者生活介護費等であり、負担割合は15/100
- (イ) その他分は、上記施設等分以外の介護給付費等であり、負担割合は20/100

2 検査の結果

埼玉県秩父市は、平成27年度の負担金の交付額の算定に当たり、介護給付費等のうち特定施設入居者生活介護費及び特定入所者介護サービス費を施設等分とその他分に区分する際に、基礎資料からの計数の転記を誤ったため、国の負担割合が高いその他分を過大に集計するなどしていた。

この結果、負担金180万円が過大に交付されていて、不当と認められる。

部局等	交付先(保険者)	年度	負担金交付額	不当と認める負担金交付額	摘要
埼玉県	秩父市	平成27	9億0239万 円	180万 円	施設等分及びその他分の集計が誤っていたもの